

LEC 東京リーガルマインド大学院大学 高度専門職研究科 会計専門職専攻  
(LEC 会計大学院) これまでの認証評価における指摘事項と改善状況

経営系専門職大学院認証評価 (財団法人大学基準協会) 2009 (平成 21) 年度受審

勧告事項	対応状況
①教員の年齢構成	<p>2005 (平成 17) 年の大学院開設当初に実績ある著名な教員を多数招聘したことから、専任教員の年齢構成が高齢に偏り、教育・研究活動の継続性に懸念が生じているとの指摘に対し、専任教員構成の大幅な見直しに着手し、継続的に再編を進めて参りました。</p> <p>2017 (平成 29) 年 5 月 1 日時点で、専任教員 13 名の平均年齢は 50.5 歳 (内訳は 60 歳代 4 名、50 歳代 3 名、40 歳代 2 名、30 歳代 4 名) となっています。</p>
②定員管理	<p>大学院開設から 2009 (平成 21) 年度まで 5 年間の入学定員充足率が平均 0.5 未満に低迷し、経年的に学生が減少しているという指摘に対し、2009 (平成 21) 年度中に研究科委員会 (教授会) のもとに学生募集強化委員会を立ち上げ、翌年度より新たに租税法分野の修士論文指導を開始、税理士志望者を主眼とした特別入試を実施するなどの対策を講じました。</p> <p>その結果、2010 (平成 22) 年度以降 7 年間の入学者数平均は 59.6 名、入学定員充足率平均は 0.99、収容定員充足率平均は 1.11 と、継続して一定の入学者数を維持しています。</p>
③研究環境の整備	<p>専任教員の研究室として、教員相互の交流を重視した共同研究室のみを設置していたところ、全員に専用席を付与した形式の研究室を新たに設置するなど一定の対策を講じています。</p>
④図書の整備	<p>会計専門職業人の育成を図るという観点から、図書館の蔵書が質・量ともに不十分であるという指摘に対し、翌年度より図書館委員会による蔵書選定・購入等の体制を整備し、2010 (平成 22) 年度からの論文指導の拡充に合わせた定期購読誌の充実、教員・学生のリクエストや教員アンケート等による蔵書の充実を図っています。</p> <p>2017 (平成 29) 年 5 月 1 日時点の状況は、蔵書数 28,376 冊、定期購読誌 31 種です。</p>
⑤法令等の遵守 (自治体との協定)	<p>株式会社立大学である本学は、構造改革特区制度によって設置されています。この構造改革特区の認定自治体 (千代田区) と学校設置会社の協定に定める会計監査の実施方法について、自治体と協議中であったことに伴う指摘でした。</p>

	翌年度 2010（平成 22）年度決算分以降は毎年、協定書の定めに従い監査法人による監査を実施しています。
--	---

大学機関別認証評価（独立行政法人大学評価・学位授与機構）2010（平成 22）年度受審

満たしていないとされた基準	対応状況
①教員及び教育支援者 （必修科目を担当する専任教員の不足）	前年 2009（平成 21）年度の認証評価結果を受けて、本学は専任教員構成を大幅に見直しました。しかしながら、学事スケジュール上、評価結果の判明時点で翌 2010（平成 22）年度の科目担当者はほぼ決定しており、学生への不利益を避けるため、2010（平成 22）年度は当初の予定通りに、退任した専任教員が兼任教員（特任教授）として主要科目を担当することとしました。このため、必修科目 9 科目のうち 8 科目を専任の教授・准教授以外が担当する状態になっていたことに対する指摘です。以上のように組織再編に伴う一時的なものであったため、翌年度以降は解消されています。 2017（平成 29）年 5 月 1 日時点で、全コース共通の必修科目 10 科目のうち 6 科目、コース別の必修科目を含めれば 19 科目のうち 15 科目を専任の教授・准教授が担当しています。
②施設・設備 （教員の研究環境の整備）	前述の通り、専任教員研究室として共同研究室のみを設置していたところ、全員に専用席を付与した個別研究室を設置するなど一定の対策を講じています。
③財務 （自治体との協定）	2009（平成 21）年度の専門職大学院認証評価で指摘を受けた会計監査の実施方法について、本評価の受審時にも自治体との協議が継続中であったことによる指摘でした。 前述の通り、2010（平成 22）年度決算分より毎年、協定書に基づいて監査法人による監査を実施しています。

経営系専門職大学院認証評価（公益財団法人大学基準協会）2014（平成 26）年度受審

勧告事項	対応状況
①単位認定 （一部科目での授業時間不足、シラバス内容との相違）	論文指導科目の中で、文献調査等のため必ずしも履修者全員が授業開始から終了まで 90 分間教室内に在室していない場合があり、シラバスの記述に沿っていない点があったことに対する指摘です。 次年度より、個々の学生への指導が重要となるという科目特性を考慮した上でシラバスを改訂し、90 分間の授業時間を確保するよう改善策を講じています。

<p>②教員組織 (教員組織の再編不十分、 授業・学務負担の不均衡)</p>	<p>1 点目は、2009（平成 21）年度認証評価での指摘対象となった高齢（70 歳代以上）の専任教員が、2014（平成 26）年度に兼任教員として授業担当を継続していたことに対する指摘です。なお、同年度の兼任教員全 15 名のうち、該当する教員は 4 名でした。</p> <p>2017（平成 29）年 5 月時点で、兼任教員全 17 名のうち該当する教員は 2 名のみであり、実質的な教員組織の再編が進んでいます。</p> <p>2 点目の、専任教員の担当授業時間数や学務負担等に不均衡があり、担当授業時間数の少ない一部教員には専任としての実態があると認められないとの指摘については、実務家教員が多いという本学の特性を踏まえて可能な限り平準化を行っており、2017（平成 29）年度時点では、授業・学務共に著しく担当の少ない専任教員は在籍していません。</p>
<p>③入学者選抜 (判定基準の不備)</p>	<p>合否判定に関して例外的制度（点数の他に面接試験担当者の所見を考慮して、入試委員会で協議した上で合否を決定することができる）を設けていたことに対し、入試の公平性を損なうおそれがあるという指摘です。本制度については廃止すると共に、全体的に判定基準の見直しを行いました。</p>

以 上